

# 天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/12/23 No. 28

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222  
幕張グリーンハイツ 109 障千連内  
TEL・FAX 043-308-6621  
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先  
〒振替 00260-0-87731  
「天海訴訟を支援する会」  
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を



## 5年間の審議を経て、結審 千葉市は支援打ち切りの法的根拠示せず 3月30日に判決

12月15日、提訴以来満5年、審査請求から6年、23回の裁判を経て天海訴訟はついに結審しました。裁判長から疑問を呈されていた「天海さんの支援を打ち切った法的根拠」について、結局被告千葉市は明快な回答を出せませんでした。

裁判の締めくくりに原告の天海さんが最終の意見陳述を行いました。(2ページ)

支援する会は、原告勝利を確信していますが、結果の如何に関わらず、上級審で引き続き争われる可能性が強く、気を緩めることはできません。

勝訴の場合は被告千葉市に対し「控訴するな」「判決に従え」の取り組みも必要になるでしょう。

裁判のあと報告集会があり、支援する会八田代表は「裁判は長引く可能性が高い、これからも頑張りましょう」と挨拶しました。(報告集会の概要は4ページ以降)

集会後、記者会見を行い、裁判の意義、ポイントなどを説明しました。また団体署名などが多数寄せられたことも紹介しました。

なお、1,300を超える、お寄せいただいた裁判所あての署名は、後日日を改めて提出することになりました。



<次回:判決>

2021年 **3月30日(火)** 13:10 開廷

12:00～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進  
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

## 原告最終陳述

# 介護を奪った千葉市に公正な判決を！

## 天海 正克

千葉市は、介護保険申請をしない私に対して、障害者福祉サービスのすべてを奪いました。私は、障害者の人間としての生きる権利を無視した千葉市が許せず、提訴しました。

この5年間、3名の弁護士をはじめ支援する会の会員や全国の障害者・家族・関係者のみなさんの支えで、裁判闘争を続けることができ感謝申し上げます。

私がなぜ介護保険への移行を拒否したかということ、それはこれまで築いてきた障害者運動の成果を反故にしたくなかったからです。

2006年4月から、それまで無料だった居宅介護の利用料が「障害者自立支援法」

により1割の応益負担になりました。

私は、障害程度区分4と認定され、月に身体介護45時間と家事援助25時間の合計70時間の支給決定がされ、毎月2万円弱の利用料を払うこととなり、大きな負担となりました。

しかし、障害者が食事をしたり、トイレに行ったり、入浴するのに、なぜ利用料を取られるのと全国の障害者団体が団結し、日比谷野外音楽堂周辺に毎年1万人以上が集まり、全国各地の運動の広がりや自立支援訴訟の提訴など闘いにより、2010年4月から、「障害者総合支援法」により低所得者である障害者の利用料は無料になりました。しかし私は、無料となった利用料を、65歳という年齢によって再び応益負担を復活させることは許されないと強く思ってきました。

そうした中で65歳となり、千葉市から「介護保険を申請しろ」と何度も言われましたが、私は、障害者の社会参加を含めた基本的人権の保障を掲げる「障害者福祉」と、高齢者の利用料が払えないと必要な支援も提供しない「介護保険」との違いや、「基本合意」に反する制度移行には同意できないなどを繰り返し話し、介護保険申請を断りました。

すると8月1日からすべての介護が打ち



原告：天海正克さん

切られました、生活のすべを失い、服は着たまま、食事は外食のみ、不衛生・不健康な生活となってしまうので、全額自己負担で介護を受けました。利用料は月に14万円となり、年金収入の2倍もの利用料がかかってしまいました。

そこでやむを得ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと2015年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提訴したのです。

日本国憲法は、国・自治体が国民に対して守るべき最高規範であります。すべての介護を奪った千葉市は憲法25条に違反していることは明白です。昨年5月には証人尋問が行われ、被告千葉市側の証人は「覚えてない」と何の責任も感じていませんでした。

私と同様に、65歳で障害者福祉を打ち切られた岡山市の浅田さんが提訴した裁判は、2018年3月に岡山地裁、12月に広島高裁で判決があり、浅田さんの全面勝利判決が確定しています。



浅田さんの勝利に続き、千葉地裁においても同様の判決が下されることを切望します。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者が望むのであれば、障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の闘いで原告団と国が取り交わした「基本合意」と障害者自立支援法の応益負担反対の運動を反映した政府の障害者制度改革推進会議の「骨格提言」の実現を求めて、応援してくれる方々とともに運動を続けていきます。

この間、全国の1300以上の公正な判決を求める団体署名、約490のネット署名、200名を超える視覚障害者から点字署名が寄せられ、励まされました。

障害者総合支援法第7条は介護保険給付との二重給付を回避するための規定であり、

障害福祉サービスを打ち切る根拠にはなりません。そして、自治体による障害福祉サービスの打ち切りは憲法25条違反であることを改めて強調し、陳述を終わります。

← 2020.12.15  
裁判開始前に街頭で宣伝行動



# 意義ある闘い 最後まで

**結果いかににかかわらず上級審へ行く可能性 気を緩めずにさらに頑張りたい**

**天海訴訟を支援する会八田英之代表**

2015年の11月27日からまる5年たち、2021年3月30日午後1時10分に判決が出ることになりました。この間、井上英夫先生の意見書をはじめとして、本格的に様々な角度から、この問題について裁判上で弁護団の皆さんが主張していただきまして、相当に打ち込んだところでの判決が出るのではないかと考えています。支援する会を代表して、ご奮闘いただきました3人の弁護士さんに、心から感謝を申し上げたいと思います。

あとは、判決を待つばかりですが、裁判は長引く可能性があり、勝っても負けても、上級に行く可能性があるということで、ここで気を緩めることなく、しかし、この裁判の持つ全国的な生存権を日本の国に確立していく闘いとしての位置をさらに定めて頑張っていきたいと思います。これからもよろしくお願い申し上げます。

## 良い締めができた

### 向後弁護士

今日は長い裁判の結審を迎えるにあたって、よい締めができたかなと思います。天海さんの陳述は素晴らしかったと思います。

## 口頭弁論後の報告集会

あとは、3月30日で判決が出るわけですが、支援する会の運動に力を入れていくことになると思いますが、これからもご支援よろしくをお願いします。

## 7条は併給調整規定 併給なければ適用ない

### 外山弁護士

今まで同様今日もありがとうございます。天海さんの意見陳述を聞いていて、胸打たれる内容であった。当事者でなければ言えないことを天海さんが言ってくださったのは素晴らしかったと思います。

前回の口頭弁論以降、被告から書面が一通出て、原告からも一通出しました。ただそれは、今までのところを相互補強することなので、あまり多くのことを補強することはないです。結局我々の主張は、最終的に行き着いたのは、障害者総合支援法7条(法7条)というのは、併給調整規定であり、併給とならない場合は、適用の余地がないというところを再度主張しています。判決は3月まで待つだけ、負ければ絶対控訴します。勝ったら相手の出方次第です。

天海さんどうもお疲れさまでした。



## 意義ある闘い、最後まで闘う

### 武井弁護士

皆さんお疲れさまでした。今回私が記録を書いてきて今日で27回ぐらいになります。2015年の11月27日に訴状を出していて、その前に審査請求もやっていますので、かれこれ6年ぐらいの闘いになっているのだと思います。皆さんお疲れさまでした。天海さんが大変だったと思います。私もこの間、今回のことで、障害者の制度、給付について勉強させていただき、今後の仕事に役にたつと思います。そういうことを世の中に知らしめていくうえで、この裁判は意義のあるものだと思います。

障害者の皆さんがどんな生活を送っているかはなかなか難しいかもしれないが、制度としてどうなっていて、どういう給付をされているかを周知するという意味のある闘いであったと思います。3月30日判決ということで、我々弁護団も最後まで闘い抜くつもりですので、ご支援のほどよろしくをお願いします。

## 天海さんに対する支援の打ち切りが最大の問題

### 日本障害者センター 山崎光弘さん

やはり天海訴訟、浅田訴訟を通して、介護保険というものがどうなのか、ということ私たちとしては考えていかなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

たとえば、介護保険と障害福祉には「相当するサービス」があるから、そこには優先関係をつけるんだというロジックは、医療保険でも同じようなことがあります。例えば、自立支援医療とか重度心身医療とか国保に基づく医療、労災に基づく剰余給付、これも基本的に相当するサービスに関しては、優先関係が定められています。そういう意味では、障害福祉と介護保険の関係と似ている部分があります。ただ介護保険と障害福祉は「相当している」という部分のサービス内容は変わるんですね。それなのに、あくまでも介護保険が優先だということ強調してしまうという国の姿勢は実は大きな問題があります。

国としては、「あくまでも勸奨をしてください、もしくは説明して同意を得たら移行を進めてください」といっているのですが、千葉市は打ち切るという強引な手を取ったということは、今回の最大の問題点だと思っています。打ち切るというのは、完全に違法行為だと思っていますので、このことが今回の裁判の中で、浅田訴訟に続いてやはり違法であるということがしっかりと判決として出されることが大事です。なぜなら、厚生労働省は、浅田訴訟は、浅田さん個人のケースだから、全体の問題ではないと言い逃れを続けてきています。しかし天海訴訟で勝つということは、個人一人の問題ではないので、厚生労働省にも法7条は介護保険優先原則ではなく、あくまでも二重給付の調整規定だということを明確に立

ち戻させる意味でも裁判というのは非常に重要な意義があると思います。

千葉地裁で我々が勝訴したとしても、千葉市は高裁に訴え、控訴する可能性もあるので、3月30日で終わりということではなく、勝利をしていかなければいけないと思っています。そのためにも皆さんのご協力とご支援が必要になってきますので、よろしくお願いいたします。

## 千葉市は裁判長の宿題にどう答えたか？

きょうされん東京支部 北条さん

天海さんの陳述も聞いて良かったです。質問ですが、前回の時に裁判長のほうから、千葉市が打ち切った法的根拠を示しなさいというような宿題が出て、それに対して、千葉市からの回答が出たと思いますが、その中身をお伺いできたらと思います。

## 裁判長の質問に正面から答えていない

向後弁護士 基本的には以前から述べていたことの繰り返いで、法7条の「受けることができる時」というのが、潜在的に介護給付を受けることができる地位にあるときを当然含んでいるのだ、そして対象者が要介護申請をしない場合は、不足する障害福祉サービスの量が算定できず、結合法7条の介護保険優先原則(法7条を根拠にしている)により障害福祉サービスを不支給にせざるを得ない。千葉市は、厚生労働省

課長通知に従って、原告から十分な聞き取りを実施したほか、介護保険の申請勧奨を行っていて、落ち度はないということを繰り返していますが、裁判長の質問に答えているか疑わしいと思います。

## 上乗せ不支給の根拠答えていない

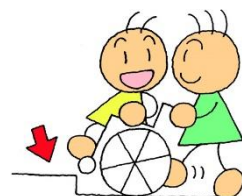
外山弁護士 上乗せのところを不支給とする。その理由は何かという宿題だったのですが、そここのところの根拠が法7条なのですが、しかし法7条では重なるところが問題で、上乗せのところの問題ではないから、裁判長の質問に答えたかという疑問です。

こちらの主張は、法7条に上乗せのところを不支給にする根拠にするところはどこにもない。これが、最後の書面でやり取りした内容です。

## 天海さんの陳述は私たち共通の思い

全国肢障協 市橋さん

弁護団の皆さん、ご苦労様でした。本当に5年もかかったことについて。今日の天海さんの述べたことは、私たちの共通の思いであることを確認しました。みんなの問題になったと思います。ひとつだけ、東京高裁になったら東京でやることになり、天海さんも頑張ってください。僕も東京でも頑張りますのでよろしくお願いいたします。



## 年金裁判も頑張る

### 千葉県年金者組合書記長 麻生さん

天海訴訟を支援する会の三橋さんが、年金者組合広報の今月号に掲載されています。私どもも皆さん方と一緒に支援して闘おうという思いで記事をお渡ししています。

天海裁判と同じ裁判長のもと、年金裁判ということで、2012年から1.5%年金が削減されたということで、とんでもないこと、許せないということで、全国で約5000人、千葉県では115名の原告で頑張って5年越しで、年明けの2月16日に結審してね4月か5月頃までに判決が出るだろうとやっています。全国の13の地裁では、すべて「却下」ということで、何としても千葉で頑張りたいとおもっていますので、よろしくお願いします。

## 生活保護訴訟とともに頑張りたい

### 生健会千葉 阿井さん

僕らも12名の仲間が、憲法違反だということで、裁判をたたかっています。裁判長は天海裁判と同じ裁判長です。平成17年に生活保護費がカットされてきました。天海訴訟、年金訴訟、生活保護訴訟三つの裁判が同じ裁判長だということも珍しいと思っています。

私の連れ合いが障害者で今56歳ですが、ゆくゆくはその年齢に達して天海さんと同じような問題に遭遇するわけで、天海さんを支援すると同時に、自分自身の問題とし

て受けとめてやってきました。ぜひ勝利に向けて高裁まで頑張りたいと思っています。

## 3月30日が楽しみ

### 民医連ソーシャルワーカー長島さん

私は民医連でソーシャルワーカーをしています。今日初めて結審の日に来ることができました。傍聴して天海さんの言葉を聞くにつけて、いい日に来たなと思っています。

私も現場で、介護保険の業務をずっとしていて、障害者が65歳になったら介護保険に行くのが通常になってしまっている現状を、この裁判で私たちの常識も変わっていくのかということを考えます。

私の関わった人で、65歳で視覚障害のある方で、介護保険に切り替わったときに、ヘルパーさんのサービスが障害福祉と介護保険で違ってきて非常に苦労されて、今までやってきた「家事支援」が介護保険になると減ってしまって、理解してもらうのもケアマネ任せになり、サービスを減らすこともケアマネに任せきりになっている行政側の対応も腹立たしく思っています。

3月30日が楽しみです。

## 行政への働きかけも大切

### 千葉県社保協事務局長 藤田さん

天海さんとは、若いころから苦楽を共にしてまいりました。今日改めて、天海さんの自らの陳述を聞いて、自分の胸に迫るも

のがありました。天海さんの、自分らしく  
生きたいという思いを前面に出して、闘う  
姿、私たちはちょっと我慢しちったり、  
後ろ向きになったりすることがある中で、  
天海さんは最初からずっと、ちょっと頑張  
りすぎじゃないのと思うくらいに、自分ら  
しく生きる権利があるんだということを全  
面に出して闘ってきた人だと思います。

天海裁判を起こして1年後のころ、県の  
社保協の中で、千葉県内の天海さんのよう  
な事例があるのかとアンケートを取ったこ  
とがあって、天海さんのようにバツサリ切  
ってしまうような回答はなかったのですが、  
その背景にある障害者自立支援法の問題と  
か、介護保険法の問題点が改めて浮き彫り  
になってきているということを感じました。  
引き続き完全勝利に向けて、幅広い運動を  
していかなければいけない、その意味では  
行政に対しての働きかけを頑張っていかな  
ければいけない、特に来年春は、県知事選  
もあるので、そういうことも含めて闘って  
天海裁判完全勝利に向けて、闘っていく決  
意を新たにしているところです。

## 障害者にも当たり前の権利を

### 大田区 鈴木さん

この裁判はなかなかいいと思います。い  
ろんな障害者が、介護保険と障害福祉サー  
ビス受けていますが、この二つは分けて考  
えていかなければいけないと思います。障  
害者は当たり前に権利をもっていかなけれ  
ばいけないと思います。

千葉には、「障害のある人もない人も」の  
条例が、全国に先駆けてでき、全国に波及  
していったことはいいことだと思います。  
中身をもうちょっと問題がありますが。こ  
の裁判は勝たないと意味がないと思います。  
そのことを言いたかったです。

## 裁判に勝って、古い行政に風穴を開 けたい

### 千葉県肢体障害者協議会 飯島さん

私は千葉県匝瑳市に住んでいます。明後  
日千葉市に引っ越すことになりました。そ  
のきっかけになった事件は、毎年車椅子の  
バッテリーの新しいものをもらうのですが、  
私が申請に行ったとき、市の担当の方が、  
「そんなに勝手に出かけているからバッテ  
リーがなくなるのだ。施設にいる人はそん  
なに使っていない、出かけるのは自分勝手  
だろう。」と新しいバッテリーをもらえませ  
んでした。「古いバッテリーがあるのだから  
2個も3個も持って出かければいい。」とい  
われました。周りの職員も助けてくれませ  
んでした。

この町ですっと暮らしても、もっともっ  
と動けなくなったら、人間らしい生活が送  
れないと思って千葉市に引っ越すことを決  
めました。匝瑳市は、県から言われて、県  
には謝ったんですが、私には謝ってくれて  
いません。一人で闘うのも、正しいことを  
言っている、やってもらうんだからとい  
われます。





65歳になったら介護保険に移されるけど、あなたどうするのとケアマネジャーさんに聞かれたことがありますが、「私は受けなくて闘います」と言ったことがあります。匝瑳市など田舎は、障害者に対して、すごく閉鎖的で、「障害者は言うことを聞くもんだ」という雰囲気があり、そんなところにこの判決が少しでも風穴を開ければいいなと思います。障害のある人たちが、少しでも人間らしい生活を送れたらいいなと思っています。

### **介護保険は制限が多い 台東区の障害者のヘルパーさん**

私が関わっている人が、8月に65歳になられました。みんなで話し合っ、これは介護保険に行くしかないねということで移行しました。障害福祉のヘルパーは何をやっても制限は少ないのですが、介護保険の場合、これをやっちゃいけないとか、制限があります。この時間は障害福祉でできます、この時間は介護保険でできませんというのは本末転倒のようなことがあって、天海さんの裁判に勝利するというのは、こういう事例をなくしていく上でも、大事だと思います。天海さんは、重度訪問介護ではないということを知りました。居宅支援ということで大きな意味を持つので応援していきたいと思っています。



### **原点に立ち返って言い続ける 天海さんのすばらしさに感動 埼玉 澤田さん**

埼玉から来ました。今周りが厳しくなってきた中、今の政権が、最初に「自助」というわけのわからないことを言い、本当に厳しくなっている中での裁判は相当意義のあるものだと思います。3月30日の判決が、厳しい嵐の中での希望の持てるものになればありがたいなと思っています。

天海さんの言っているように、当たり前前の方が当たり前なんだということを言い切ったことは素晴らしいと思います。生きる上で、なんで利用料を算定しなければならないのか、障害福祉サービスとか介護保険とかから、ものを見るのではなくて、憲法25条で保障されている私たちの生きる権利を当然主張しながら、それを守り抜く闘いなのだということを改めて思いました。当たり前ではない、障害福祉、介護保険の中身を見直していかなければいけないのではないかと思います。お金で人の価値を決められるのはおかしいと思います。原点に立ち返って言い続ける天海さんのすばらしさに感動いたします。障害者運動のさらなる原動力になるんだと思っています。

### **天海訴訟は多くの人の関心事 千葉市 岡野さん**

私の孫が作業療法士を目指して大学に行っているんですが、天海さんの陳述書を見せながら、孫に説明したら、「大学で聞いた。

これは天海さんのことだなと思いながら、聞いていた。」と言いました。福祉関係の講義の中でしたが、ある年齢になると、今まで使っていた福祉を無理に動かされるという法律があるという話があったといました。「あ、これは天海さんのことだ」と思ったということです。いろいろなところで、この裁判に関心を寄せておられる方がおられるのだということを知りました。3月30日にどんな判決が出るかということは、幅広い多くの人たちの関心事になっていることを痛感しました。

## **あと5年で65歳。自分の問題として運動を進めたい** **障千連 狩野さん**

私は、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会(障千連)で天海さんと一緒に活動しています。県内外から送られてくる「公正な判決を」の署名を整理していました。

今、署名は1300を超えています。全国の仲間、いろんな団体から集まっていて、65歳問題は皆さんが注目していると思いました。3月の裁判では勝ってほしい。

私は60歳になり、あと5年で65歳です。自分の問題として、介護保険の仕組みがいい方向にいくことをみんなで運動を進めていきたいと思っています。



## **裁判勝利は全国の仲間の願い**

### **骨格提言の完全実現を求める大フォーラム実行委員会 古賀さん**

10月23日には、天海さんにオンラインで出演して頂きありがとうございました。その集会の時にも、沖縄から東北まで、オンラインでつないでやっていましたが、福岡の方、大阪の方で、介護保険に移行することを阻止して闘ってこられた方たちの発言もありまして、全国津々浦々で起こっている問題で、どこかに行くと、そのような話が出るんですね。天海さんのようなこんな闘いもあるんだということを言っています。判決に勝利することが、全国の皆さんの願いであり、介護保険そのものの内容も問いただすような内容だと思います。裁判がどうなろうと応援していきますので、よろしくをお願いします。

### **行政は柔軟な対応をすべき** **山崎さん**

署名のことですが、団体署名が1300以上、視覚障害者の署名が200以上、それにネット署名490を合わせますと、約2000の署名が集まっている。浅田署名は2400でしたが、それに近い数が集まったことは、やはり社会的に関心を持っていただけたということになります。

これを踏まえて、天海訴訟を勝利することが大切ですが、勝っただけではだめで、行政の在り方をどう変えていくか、という

ことが大切です。日本障害者センターで、2回目の介護保険優先の自治体の運用アンケートをやっていますが、介護保険を優先して切るといふようなところはかなり少なくなっています。そのような条件の中で、「実際に切った実績はありますか」という問いに対して、千葉市だけが切ったと答えています。

優先原則を定めていてもそれを実際やるところはほぼないといってもよいと思います。その一方で、10ぐらいの自治体で、一度介護保険に移行しました、けれど本人の希望に合わなかったり、サービスが合わなかったりで、もう一度障害福祉に戻したというケースがありますという自治体が少なからずあります。千葉市としては、そういう柔軟な取り組みをやっていくような行政に変えていくべきだと思います。申請しないから打ち切るのではなく、障害福祉を継続しながら、本人が納得したら移行してもらうというような当事者を主体においた行政の在り方に千葉市を戻していくことが大切だと思います。

### **判決をよく検討して、今後の取り組みを考える必要がある** 外山弁護士

以前藤田さんにアンケートしてもらったときに、びっくりしたことがあって、介護保険に行ってくださいといわれて、ご本人が介護保険に行かなければいけないならば、サービス自体受けなくてもいいと言ったと

いうことです。表面に出ない、問題になりやうにないことは出てこないけど、そういうことに行政は、「それでいいんですか」とも言わない、表面に出てこない、困っている人がまだまだいると思います。

それから、勝った場合の行政の出方として、この問題については、新しい制度を作ったのではないか、新しい制度を作ったから、国、自治体としては、この問題は終わったものだと思っているということをおらは言うてくる可能性があるのかと思っています。

判決を見て、今後どのようにアプローチしていくべきかということはよく考えていく必要があると思います。



### **障害者がよりよく生きて行けるよう に行政からの提案も欲しい** きょうされん千葉支部長の鈴木さん

5年間長い間ご苦勞様でした。私もこの裁判は勝つと思っています。団体署名も1300、他の署名を合わせれば、2000を超えるということは、千葉県としては、今までなかったような広がりを見せたと思っています。

今の行政の対応の仕方としては、こんな方法もありますよとは絶対言わないのです。これがだめなら、こういう方法もありますよ、という助言は絶対しないのです。住民とか、障害者の立場に立って提案のできる自治体の行政の在り方をいかにさせていくか。前は、自治体労働者の在り方について

話があったのですが、今は一切なされない、寂しいなと思っています。

どうしたら私たちがよりよく生きられるのかということ行政と一緒に考えていけるような世の中になるように、今後も頑張っていきたいと思っています。

## 皆さんの励ましと協力でここまで来ました

原告 天海正克さん

今日の口頭弁論で、最終陳述ができたのも、皆さんの励ましと協力によってできたものと思っています。裁判に勝っても、法律・制度が変わらなければ何にもならないので、国が責任をもって介護福祉の制度を作れということをお願いしたいと思います。やっぱり自助、共助と言っているけど、本当は国が責任を持つべきだし、このままでは、人間らしい生活はできないと思います。今回署名をたくさん頂いて、私が、団体名をすべて入力記録しました。本当にいろんな団体から寄せられ、特にきょうされん関係の施設とか作業所の皆さん、社会福祉法人

の皆さん、障害者団体の皆さんや家族会の皆さん、北海道から沖縄まで寄せていただき、また労働組合の皆さん、県内外の様々な団体の皆さんから幅広く寄せていただきました。大きな力を得ました。障害者運動の影響があり、より多くの皆さんとやっていくべきだと思っています。皆さん、これからも頑張っていきますので、よろしくお願いします。団体署名は、1月いっぱいまで頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。



## たくさんの団体署名ありがとうございました

全国の皆様に呼び掛けた団体署名は、1,300を超えました。大変心強いご支援をいただきました。早速裁判所に提出する予定ですが、1月末まで引き続き署名を集め、追加提出することになっています。よろしくお願いいたします。

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。  
: <https://amagai65.iinaa.net/>  
★ネット署名(個人)はこちらから  
: <http://chng.it/5nqCxNWX>



2020.12.15  
裁判終了後に記者会見。  
マスコミ4社が参加しました。